

各都道府県個人情報保護担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中
各指定都市個人情報保護担当課 }

個人情報保護委員会事務局参事官
(公 印 省 略)

個人情報保護法の施行に伴う地方公共団体等における
安全管理措置等の対応について（通知）

既にご案内のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年 5 月 12 日成立、同月 19 日公布。）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等について改正等が行われたところです。

本改正内容のうち、地方公共団体の機関・地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）における個人情報等の取扱いに係る規定については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

今般、地方公共団体等における個人情報の漏えい等事案の発生が見受けられておりますが、来年度以降、各地方公共団体等におかれては、改正個人情報保護法の施行による対応が必要になることを見据え、下記のとおり、ご連絡いたしますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人に対してもこの旨周知をしていただくようお願いいたします。

また、本通知を発出する旨は、総務省自治行政局デジタル基盤推進室と協議済みであることを申し添えます。

記

1 安全管理措置について

現在、地方公共団体等においては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえ、個人情報保護も含めたセキュリティ対策を講じているものと承知しており、今般、総務省から 6 月 23 日付けで「委託事業者へのセキュリティ対策の徹底及び確認について」（別添）が発出されたところです。

来年度からは、このことに加えて、改正個人情報保護法第 66 条第 1 項により、地方公共団体等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要がありますので、各地方公共団体等においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ

ン（行政機関等編）」、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」等を参考として、確実に対応をいただくようお願いいたします。

2 漏えい等報告及び本人通知の義務化について

改正個人情報保護法の施行により、地方公共団体等において、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの(※)が生じたときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。なお、地方公共団体等から個人情報の取扱いの委託を受けた者において当該個人情報の上記事態が生じたときであっても、地方公共団体等からの個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となります。

つきましては、各地方公共団体等において、個人情報保護委員会への報告手順を整備するなどの対応を確実に行っていただき、来年度以降、漏えい等報告及び本人通知について遺漏なきようご対応をお願いいたします。

なお、漏えい等報告は、報告対象となる事態を知った後、速やかに行う必要がありますが、漏えい等事案を公表する場合には、公表する前に必ずご一報いただくようお願いいたします。

(※)個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)第 43 条(令和 5 年 4 月 1 日施行後のもの)において、以下のとおり規定されています。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第 68 条第 1 項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。)

以 上

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局監視・監督室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-1
霞が関コモンゲート西館 34 階
TEL : 03-6457-9834
E-mail : houkoku.bangou@ppc.go.jp

(別 添)

事 務 連 絡
令和4年6月23日

各都道府県情報セキュリティ担当部長 }
各指定都市情報セキュリティ担当部長 } 殿

総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

委託事業者へのセキュリティ対策の徹底及び確認について

平素より、当室の業務に格段のご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、兵庫県尼崎市において、業務委託会社の関係社員が個人情報を含むUSBメモリを紛失する情報流出事案が発生致しました。当該事案については、尼崎市による委託事業者への十分なセキュリティ対策の遵守及び確認が行われていなかったことが原因とされております。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、これまでも各地方公共団体に対して、委託事業者に起因する情報漏えい等の事案を防止するため、委託事業者の作業場所の特定、委託業務終了時の情報資産の廃棄など、委託事業者において十分な対策を講じるよう求めるとともに、対策が確保されていることを定期的に確認することを求めてきました。

今回の事案を受け、各地方公共団体においては、改めて委託事業者への情報セキュリティ対策の徹底及び確認に万全を期すようお願いします。

併せて、貴都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いいたします。

以上

【担当】

総務省自治行政局デジタル基盤推進室
須藤、福富、菅村、鳥山、野田
T E L : 03-5253-5364 (直通)
E-mail : lg-security@soumu.go.jp

○地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
(令和4年3月版) (抄)

第2編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー

第2章 情報セキュリティ対策基準

8 業務委託と外部サービスの利用

8.1 業務委託

(1) (略)

(2) 契約項目

情報システムの運用、保守等を業務委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。

- ・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- ・ 委託事業者の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定
- ・ 提供されるサービスレベルの保証
- ・ 委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
- ・ 委託事業者の従業員に対する教育の実施
- ・ 提供された情報の目的外利用及び委託事業者以外の者への提供の禁止
- ・ 業務上知り得た情報の守秘義務
- ・ 再委託に関する制限事項の遵守
- ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ・ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- ・ 市による監査、検査
- ・ 市による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- ・ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

(3) 確認・措置等

情報セキュリティ管理者は、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、(2)の契約に基づき措置を実施しなければならない。また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じて CISO に報告しなければならない。